

(改正後)

第三号様式 (第五条第一項)

建築に係る協議の申出書

年 月 日

千葉県知事 様
(土木事務所長)

申出者 _____

都市計画施設の区域（市街地開発事業の施行区域）内における建築物の建築について、下記により協議を申し出ます。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積
敷地面積 m^2
建築面積 m^2
延べ面積 m^2

(改正前)

第三号様式 (第五条第一項)

建築に係る協議の申出書

年 月 日

千葉県知事 様
(土木事務所長)

申出者 _____

都市計画施設の区域（市街地開発事業の施行区域）内における建築物の建築について、下記により協議を申し出ます。

記

- 1 建築物の敷地の所在及び地番
- 2 建築物の構造
- 3 新築、増築、改築又は移転の別
- 4 敷地面積、建築面積及び延べ面積
敷地面積 m^2
建築面積 m^2
延べ面積 m^2

(改正後)

第五号様式 (第六条第一項)

都市計画法第53条に関する証明書交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様
(土木事務所長)

住 所

申請者

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地)
及び名称並びに代表者の氏名

都市計画法施行規則第60条の規定により、次の事項に係る証明書の交付を申請します。

建築物の敷地の所在及び地番			
建築物に係る都市計画施設名(市街地開発事業名)			
申請に係る建築物の用途			
	既 設 部 分	今 回 申 請 部 分	合 計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
建 蔽 率	%	%	%
延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
容 積 率	%	%	%
構 造 階			
新築、増築、改築又は移転の別			
都市計画法第53条第1項の許可を必要としない理由	<ol style="list-style-type: none"> 都市計画法施行令第37条に規定する行為 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 都市計画事業の施行として行う行為 3に準ずる行為として都市計画法施行令第37条の2に規定する行為 離隔距離の最小限度及び積荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であって、当該離隔距離の最小限度及び積荷重の最大限度に適合するもの 都市計画法施行令第37条の3に規定する行為 		

注 都市計画法第53条第1項の許可を必要としない理由欄は、該当するものを○で囲んでください。

(改正前)

第五号様式 (第六条第一項)

都市計画法第53条に関する証明書交付申請書

年 月 日

千葉県知事 様
(土木事務所長)

住 所

申請者

氏 名

(法人にあっては主たる事務所の所在地)
及び名称並びに代表者の氏名

都市計画法施行規則第60条の規定により、次の事項に係る証明書の交付を申請します。

建築物の敷地の所在及び地番			
建築物に係る都市計画施設名(市街地開発事業名)			
申請に係る建築物の用途			
	既 設 部 分	今 回 申 請 部 分	合 計
敷 地 面 積	m ²	m ²	m ²
建 築 面 積	m ²	m ²	m ²
建 蔽 率	%	%	%
延 べ 面 積	m ²	m ²	m ²
容 積 率	%	%	%
構 造 階			
新築、増築、改築又は移転の別			
都市計画法第53条第1項の許可を必要としない理由	<ol style="list-style-type: none"> 都市計画法施行令第37条に規定する行為 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 都市計画事業の施行として行う行為 3に準ずる行為として都市計画法施行令第37条の2に規定する行為 離隔距離の最小限度及び積荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であって、当該離隔距離の最小限度及び積荷重の最大限度に適合するもの 都市計画法施行令第37条の3に規定する行為 		

注 1 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。
2 都市計画法第53条第1項の許可を必要としない理由欄は、該当するものを○で囲んでください。